

上州山中領における山守制の展開と幕府林政

——一九世紀前半を中心にして——

はじめに

- 一九世紀における山中領山守制の展開

二 近世後期における幕府林政

(一) 寛政期における御林取締役の新設

(二) 覚太夫の所持地御林成と御林見守就任

(三) 覚太夫の山守就任

(一) 寛政期における御林取締強化

(二) 文政期における苗木代の支給

(三) 近世後期における幕府林政の主導勢力

おわりに

はじめに

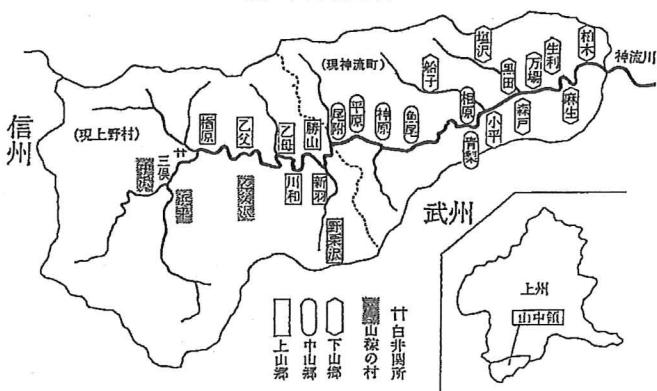
山中領は上野国西南部に位置する、信濃・武藏両国との国境地帯である。領内は上山郷・中山郷・下山郷に三区分され、二二ヶ村が存在した

上州山中領における山守制の展開と幕府林政

ただし、別稿でも述べた通り⁽²⁾、氏の研究は近世初期から中期を中心て検討しており、一九世紀の山守制に関するては、十分な検討が行われていない。具体的には、近世中期以降、山中領の山守は一名になると指摘されていが、一九世紀の存在する。

〔図〕。当該地域は山間地帯であり、幕府の御林が置かれている。当該地域における

図 山中領の村々



坂本達彦

出典：佐藤孝之「上州山中領における「山守」制の成立と再編（『徳川林政史研究所研究紀要』34号、2000年）所収の図を改変

状況や文政期に新たに登場する御林取締役と山守の関係については不明な点が多い。さらに、山守が一名になった際に、野栗沢村と乙父村が村付の「御林見守」を命じられているが、山守との序列については言及されていない。

また、小稿では山中領の幕府御林を検討対象とするため、当該期における江戸幕府の林政についても言及する。

田原昇氏が信州伊那山を事例に、天保改革期における幕府林政に関する江戸幕府の林政についても言及する。

天保二年（一八四一）七月に勘定奉行梶野良材が寛政四年（一七九二）の申渡を前提として、御林取締りや育林を奨励したと述べている。さらに、植林を実施した村には、苗木代が下付された事実を指摘し、本施策は老中水野忠

邦が関与した政策であつたため、彼の失脚とともに断絶したこともあきらかにしている^③。この後、高橋伸拓氏も田原氏の指摘を前提として、飛驒国^④の林業について研究成果を発表している。

しかし、管見の限り、一九世紀前半の幕府林政について通時的に検討した先行研究は存在しない。このような研究状況を鑑み、小稿では一八世紀末から一九世紀前半における山中領の山守制を分析するとともに、当該期における幕府林政の特質とそれに関わった勢力を究明する。なお、当該地域の山守は史料上「林守」という語が用いられているが、小稿では佐藤氏の研究に倣い本文中では「山守」を用いる。

一 一九世紀における山中領山守制の展開

（一） 山中領の山守制と御林取締役の新設

本節では、佐藤氏の業績に学び、山中領の概要と山守制について述べる^⑤。

まず、山中領の構成村であるが、【表1】の通り小高の村が多いが、農業のみではなく、多様な山稼ぎも重要な生業となっていた。山中領では正保年間（一六四四～一六四八）に御巣鷹山が設定された。御巣鷹山からは用材の伐り出しも行われており、当初は御巣鷹山と御林は同義であった。その後、正徳四年（一七一四）に代官の山内見分が実施され、御林が設定されている。

最後に山守制の変遷についてまとめる【表2】。山守は、御林設定から享保四年（一七一九）までの時期は、無給の加役として山中領の割元が兼務した。同年七月には、勘定所から山守設置と給米支給が認められ、割元の万場村黒沢八右衛門（給米三人扶持）・神原村黒沢覚右衛門（同三人扶持・小稿で取り上げる覚太夫の先祖）と檜原村名主の黒沢治部右衛門（同二人扶持）が任命されている。彼らの職務は稼山（幕府が檜原村浜平・中沢に山稼（御免許稼）を許可した山）と留山の管理、有用樹木の保全、御免許稼の取締り、盜伐・野火の防止、御巣鷹山・稼山の有用樹の保全などであった。給米は米を生産する周辺村々の年貢米から受け取った。

【表1】 山中領村々の村高

郷	村名	村高
上山郷	原村	192.373石
	父母村	116.187
	和山村	47.811
	羽澤村	37.863
	栗沢村	67.349
	新野村	83.883
中山郷	尾平村	11.691
	神魚村	34.612
	相青村	113.240
	原村	157.513
	尾原村	183.810
	原梨村	59.891
下山郷	利生村	71.368
	木田村	168.553
	平子村	142.347
	麻村	41.380
	生村	233.219
	柏村	75.658
	馬村	118.778
	塩村	106.000
	森村	118.836
	生村	158.267
	黒村	
	小船村	

出典：佐藤孝之『近世山村地域史の研究』（吉川弘文館、2013年）
表2を転載

【表2】 近世中期における山守制の展開

年	山 守	備 考
正徳～享保 4 年	割元(万場村黒沢八右衛門、神原村黒沢覚右衛門)の兼帶	無給
正徳 4 年 7 月～享保10年代	万場村黒沢八右衛門、神原村黒沢覚右衛門、樺原村黒沢治部右衛門	以後有給、黒沢八右衛門・黒沢覚右衛門は割元
享保16年12月～宝暦 3 年 10 月	樺原村黒沢治部右衛門、乙父村黒沢勝右衛門	黒沢覚右衛門は享保14年頃辞職、享保16年に黒沢八右衛門が辞職
宝暦 3 年 10 月～	樺原村黒沢治部右衛門	野栗沢村・乙父村がそれぞれの村の「御林見守」となる

出典：前掲佐藤著書

彼らは山内御用に関し苗字・帶刀を許されたほか、享保八年より巡回時に鉄炮の携帯を認められ、享保一四年より巡回時の野扶持が支給されるようになった。また、橋原村浜平に会所が設置され、そこに日代(享保二〇年以前に廃止)が常駐した。

両割元と橋原村名主の三人体制は、享保一〇年代に発生した、御林における盜伐疑惑をめぐる、浜平と山守の争論により変質する。この争論の過程で、覚右衛門・八右衛門は山守を辞した。代わりに乙父村黒沢勝右衛門が山守に就任し、山守と割元が分離した。さらに、宝暦期には勝右衛門の担当箇所である乙父・野栗沢村は、それぞれの村が御林の「見守」を申し付けられ、管理することとなる。以上のことを変遷により、一九世紀初頭の山中領の山守は樺原村の治部右衛門一人となるのである。彼の下には下守が置かれ、樺原村浜平・中沢の者が勤めた。

その後、文政八年(一八二五)になると、神原村覚右衛門の子孫である覚太

(二) 覚太夫の所持地御林成と御林見守就任

夫が御林取締役に任命されている。「山林慣例調書」⁽⁷⁾に筆写された、御林取締役就任の請書によると、山中領の山守は享保年間の三人から樺原村黒沢治部右衛門一人となり、乙父村・野栗沢村の御林については、両村の名主・惣百姓へ「見守」が命じられた。しかし、御林は「一體嶮岨場広之義付」「御取締」のため、「覚太夫江も、同様御取締方被 仰付」、「出情見廻り可申」こととなつた、とある。⁽⁸⁾つまり、覚太夫は御林の取締強化のため御林取締役に任命され、御林の見廻りをすることとなつたのである。⁽⁹⁾

前節で見た通り、覚太夫は文政八年に御林取締役となる。ここではまず覚太夫家の由緒を確認しておこう。⁽¹⁰⁾ 同家は戦国期において小田原北条氏の家臣であったが、豊臣政権下では浪人となり土豪的存在となつた。近世初期以来、中山村（後の中山郷）の名主と中山・上山村（後の上山郷）の割元を兼ね、中山村が六ヶ村に分村した後は中山・上山郷の割元兼神原村名主となり、名字帶刀を許された。さらに先述の通り享保四年より山守となるも、同一四年には御役御免となる。さらに安永年間に割元も御免となり、以後は神原村名主兼中山郷触元となつた。寛政七年（一七九五）に村内で流產・墮胎に関する新法を作成し、実行のための費用を覚太夫が負担することとなり、文政一一年（一八二八）までに一五〇両程を負担していた。また、文

以上から、文政一年段階では神原村名主・中山郷触元・郡中取締役・御林取締役・大惣代を兼務している。安政期の所持高は二五石三斗一升一二合で、農間渡世として酒造・質屋・太物・荒物・古着渡世を行っていた。

質屋は文化元年に開業している。

以下、御林取締役就任後の同家の動向を分析する。同家では寛政期以来、所持地（宇松ヶ尾・いぬノ平）に植林を行つており、文政一〇年になると（¹¹）その地の御林成を出願するのである。原本は残っていないが、下書きの写しが残つてるので次に掲げる。

【史料¹²】

御林成発起願書下書

乍恐以書付奉申上候

當御代官所上州甘樂郡神ヶ原村名主覺太夫奉申上候、當村之義ハ極山中谷間ノ村方ニ付、諸作物実法不宜、切代畑ニ被仰付候場所、神ヶ原村惣反別ノ内拾四町余有之候内、覺太夫持分反別壹町五反歩余有之、右切代畑ノ義ハ、一ヶ年作付いたし候得者三四ヶ年モ作付不仕、地所為休置外地所江作付仕候ニ付、至而場広ノ義ニ有之、右之内嶮岨之場所ハ作付モ難相成、覺太夫所持致内ニモ切代畑ニモ不相成、無拠不作ニ致置候地所有之、祖父覺太夫・父覺右衛門共ニ各相歎、地所相應ノ作物勘弁致作付候得共、雪深專太相等^{（ママ）}ニ而、一円実法不申、右地所之分覚太夫持地之内、切代畑・林等ノ御高請ニ付、至而場広ニ而、凡拾武町歩余モ有之候處、不作地ニいたし候テハ御国益ヲ失ヒ奉恐入候、祖父・親共ノ存意歎敷、種々勘弁仕候處、右地所ニ是迄自然与生立候有來ノ諸木多、其生立方宜相見候ニ付、此上諸木生立候ハ、往往御益筋ニモ可相成ヤ与心付、猶又苗木植付相試候處、至極生立宜候ニ付、当三拾ヶ年程以前より年々心掛、苗木植付候處、追々成木仕候分、當時檜毫万五千本程ハ武・三尺位迄モ生立、梅五千本程ハ四・五尺位迄モ生立、右之外有來候立木之分、梅目通武尺廻^{（カ）}六尺廻位迄八百本

文政十亥年七月

当御代官所

上野国甘樂郡神原村

名主

程、楓目通武尺廻^{（カ）}六尺廻位迄六百本程、檜目通武尺廻^{（カ）}三尺廻位迄六百本程、檜目通武尺八尺廻位迄壹万本程、柿・栗目通壹尺廻^{（カ）}四尺廻位迄三万本程、合テ植付候分武万本程有來、立木ノ分四万武千本程、都合木数六万武千本余為冥加地所并立木共御林ニ奉差上、永久御備ニ相成候様仕度、右地所之義ハ神流川江道法武拾町程有之、右川江落入仕候^{（カ）}沢端ニ而、右川下ケハ、同國綠楚郡中仙道新町宿裏ニ而烏川江落入夫々利根川江落入候間、御用御伐出等被仰付候節ハ御用木川下ケ等ノ順路能、山元々江戸表迄凡川路三拾五里余モ可有御座旨奉存候、且植付苗木ノ分ハ、年々武三度宛下草茹払、手入不仕候而ハ成木仕兼、枯木等モ出来仕、年ヲ経候テモ御用木ニ難相成候間、右手入方之義モ、此上御林差上候而モ万端覺太夫自入用ヲ以取計候義ニ御候得共、冬々春江懸ケ候得者、野火防方其外之義モ御坐候ニ付、當村枝郷間物惣百姓共是迄苗木植付方厚ク心添世話いたし候もの共ニ有之、殊ニ覺太夫壱人ニ而ハ病氣等ノ節差支ハ野火防方モ不行届候間、右郷中百姓共江差続手入方見廻り等被仰付度、左候得者見廻り方も行届、猥ノ義無之様御林大切ニ守護仕度、一体御国恩為冥加御益筋之義、兼々心掛罷在候得共、極山中谷間之村方ニ而、御益筋ニ可相成候義も無御坐候處、近來持山江苗木植付試候處、成木方宜御候ニ付、今般書面之通苗木植付地所、去十一月御林ニ奉差上度奉願上候、尤右ニ付、村内ハ勿論何ニ而茂故障之義無御坐候間、何卒格別ノ御慈悲ヲ以、願之通被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、依之連印ヲ以此段奉願上候、以上

願人 覚太夫

右村枝郷間物郷中

百姓惣代

年寄

与惣右衛門

山本大膳様

御役所

前書之通奉願上候処、相違無御坐候ニ付、願之趣御聞済奉願上候、依之奥書ヲ以奉申上候、以上

右村役人惣代

年寄 喜太夫

百姓代 万蔵

右の史料によると、覚太夫は山中に切畠を約一町五反歩程所持していた。また、高請しているが、険しい地形のため、作付け不能の切畠・林等が一二町歩余りもあり、祖父の代から相応の作物を植え付けようとしてきた。うまく行かななかつたが、その土地に自然と樹木が良く育つているので、植林を試みたところ成果が得られた。そこで、三〇年程前(寛政一〇年頃)より植林を実施し、檜一万五〇〇〇本・梅五〇〇〇本が成長した。

その他にも自生の梅・楓・檜・櫟・柿・栗が成木している。そこで、覚太夫は、この土地と立木を献上するので御林としてほしい、と出願したのである。⁽¹³⁾

その上で、御林成を願つた地から江戸まで流路と御林となつた後の管理についても論じている。管理に関しては、これまで通り年二・三回の下草刈りは覚太夫が引き続き自弁し、野火防方の見廻りは神原村枝郷間物の

「苗木植付方厚ク世話いたし候もの」が担当すると述べている。枝郷間物には、育林に慣れた者が存在したようである。

加えて、御林献上後の諸負担については「私持地ノ内ニ御坐候処、此度御林ニ仕立奉差上度旨奉願上候、地所反別ニ御坐候、勿論右地所御林ニ奉差上候而モ、御年貢・諸役之義ハ是迄之通私方々上納可仕候」と年貢諸役の負担までも申し出しているのである。

以上のような御林成出願は、覚太夫の所持地の一部が収公されること、覚太夫・間物の百姓に管理の負担が発生することなどから、一見、覚太夫らには不利益な面ばかりが読み取れる。それにもかかわらず、彼らが御林成を出願した背景については、次章で検討したい。

最終的に覚太夫の願いは聞き入れられ、当該地は御林となる。さらに覚太夫は「御林見守」にも就任するのである。

【史料2】

〔文政十二丑年十一月中御呼出ノ上、左ノ通被仰渡候〕

申渡

上州甘樂郡神原村

名主 覚太夫

其方所持之切代畠山林共都合拾三町歩余之場所江、年来心掛苗木植附有來、立木都合六萬四千本余、此度新規御林ニ差上度、其外寄特之取計いたし候付、苗字永々御免、御林見守被 仰付、為御褒美銀五枚被

下之

右者水 出羽守殿江伺之上、村垣淡路守申渡間^(候段カ)、可得其意候

〔文政十二年〕

丑十一月

名主
覚太夫

申渡

上州甘樂郡神原村

枝郷間物

(百姓・年寄一七名略)

山本大膳様

御役所

其方共儀、名主覺太夫江差添、御林仕立方手伝候段、一同譽置、猶此上心添可致候

右者水 出羽守殿江伺之上、村垣淡路守申^(候間)渡間、可得其意候

丑十一月

右被 仰渡ニ付御請書左之通

差上申御請書之事

当御代官所上州甘樂郡神原村名主覺太夫所持之切代畑・山林共都合拾三町歩程之場所ニ、年来心懸苗木植附有來、立木都合六万四千本余新規御林ニ差上度、并村内取締方・公事出入等無之様世話仕、別而小兒養育等厚世話仕、此度御林ニ相願候持山之義、枝郷間物百姓拾八人江申合、苗木林植附方世話仕候段、寄特之義ニ付、為御褒美銀五枚被下旨、今般御下知之趣被 仰渡、銘々難有承知奉畏候、依之御請印形奉差上候、以上

当御代官所

上州甘樂郡神原村

枝郷間物

(間物百姓・年寄一七名名前略)

丑十一月

すなわち、覺太夫の出願に対し、老中水野忠成の意を受けた勘定奉行村垣定行より許可されたうえ、御林見守任命・苗字御免・褒美銀下賜が申し渡されているのである。次節で紹介する【史料3】において、覺太夫の肩書として御林見守が用いられているので、「見守」という文言は動詞ではなく、役職名である。乙父村・野栗沢村が申し付けられたものと同じ職務と理解できよう。ただし、右の両村には給米が支給されるのに対し、覺太夫へは苗字御免と褒美銀の下賜であり、役職に付属する特権が異なる。

また、同時に植林・管理を手伝っていた間物百姓一八名も「御誉」に預かり、【史料1】の出願が認められ、今後も覺太夫の御林管理を手伝うよう命じられている。すなわち、年貢・諸役負担については不明であるが、覺太夫所持地の御林成と、覺太夫と間物百姓による同地の管理の継続は認められたのである。これに対し、覺太夫と間物百姓は、代官所へ請書を提出した。申渡に対する請書には、所持地の御林成とともに、村政の安定、小兒養育といった、覺太夫の村政に関する功績が列記されている。

御林取締役との関係で言えば、右の申渡では御林取締役就任時にはなかつた苗字御免を確認できるので、具体的な職掌の差は不明であるが、「御林見守」の方が格の高い職といえよう。近世後期には、覺太夫はこの両職に任命されるが、御林見守に任命する理由として、所持畑の御林成出願が挙げられている。ただし、所持地の御林成は、檜原村甚兵衛も文化一四年と文政四年に出願している。⁽¹⁶⁾ここでは、覺太夫の行為は彼の個人的な行動

ではないことを指摘しておく。

(三) 覚太夫の山守就任

亦苗木植足シ、追々成木致候趣、且村内取締方宜敷、公事出入等無之、別而小児養育厚世話致候段、寄特之義ニ付、御林守被仰付、壱ヶ年御給米七俵宛被下候

(中略)

申渡

上州甘樂郡神原村

同村名主 黒沢覚太夫

天保五年三月、代官蓑笠之助は勘定所に対し、覚太夫の山守任命を伺つて⁽¹⁷⁾いる。その理由は所持地への植林と御林成出願を筆頭に、村内静謐・小児養育活動・凶作時の貧民救済、祖父の代以来の御林成地の手入れ行届き等である。山守である檜原村黒沢治部右衛門を引き合いに出し、「覚太夫

骨折万事取計罷在候義ニ付、同人身分治部右衛門同様ニ無之候テハ、取締方ニモ相拘、一体ノ響ニモ罷成候間、旁以此上身分之義、御扶持方共、治部右衛門同様被仰付、枝郷間物百姓拾八人江ハ下守御給米、振合ノ通檜原村下守百姓三拾八人同様御給米式拾俵之振合ヲ以、相当ノ御給米被下置候様仕度奉存候」と主張している。すなわち、御林取締りに関し周囲への影響も考慮して、覚太夫を治部右衛門並に処遇して欲しいと述べているのである。また、御林の管理を補助する間物の百姓一八人にも、治部右衛門を補助する檜原村下守同様の扱いとしたいと上申している。

これに対し、幕府は覚太夫を山守に任命する。

【史料3】⁽¹⁸⁾

申渡

上州甘樂郡神原村

御林見守

同村名主 黒沢覚太夫

其方儀、所持之切代畑・山林共都合拾三町歩余之場所、年来心掛、苗木植附有来候立木共、都合六万弐千本余、先達而御林ニ差上、其後猶

右によれば、老中大久保忠真に伺つたうえで、勘定奉行明楽茂村の下知により、御林見守の覚太夫を山守に任命し、給米七俵も支給することになつたのである。同時に間物の百姓一八名にも銀一〇枚が下されている。

覚太夫は御林取締役就任に際しては無給・苗字不可であり、御林見守就任により苗字御免となつてゐる。今回、更に給米も支給されることから、山守は御林見守より上位と言えるのである。

本節では、覚太夫が山守に就任した事実を指摘した。ただし、本節で使用した史料は明治期に編纂されたものであり、一次史料ではない。そのため、同家の史料からも、覚太夫の山守就任が事実であることを、実証しておきたい。天保一四年一月には「神原村御林守兼帶名主黒沢覚太夫」が「名主退役」を出願している。右の史料から、覚太夫が天保期に山守を勤めていたことは確実である。⁽¹⁹⁾

さらに、安政二年八月二日には「御林守兼名主黒沢覚太夫」が老年のため「姓吉十郎江御林守無足見習」任命を出願しており、その中で山守の給米として米七俵が支給されたことが述べられている。⁽²⁰⁾以上の事実から、覚太夫の山守就任に関する「山林慣例調書」の記述は信頼できるのである。なお、御林取締役に関しては御林見守・山守就任後も暫くは任命されていた。

【史料4⁽²¹⁾】

其方義、前々之通檜原村・乙父村・野栗沢村御林取締役申付候間、不取締無之様時々見廻り可申候、以上
大原四郎右衛門
卯五月十二日 役所

右の史料は干支と代官より⁽²²⁾、天保二年のものである。右と類似したもののは天保四・七年のものも存在しており、天保期にも御林取締役に任命されていたことがわかる。史料の年代から、覚太夫は代官交代ごとに改めて御林取締役に任命されていた可能性がある。

ただし、先に紹介した黒沢家文書の天保一四年、安政二年の史料では御

林取締役については言及されていない。また、「山林慣例調書」にも天保七年以降、御林取締役関係の史料は筆写されていない。すなわち、遅くとも天保一四年以前に御林取締役に任命されなくなつた可能性が考えられるが、この点については今後の課題としたい。

覚太夫が御林見守や山守に任命される理由として挙げられた、文政期に御林成した地は、次の史料にある通り、明治維新まで御林として存続した。

【史料5⁽²³⁾】

(表紙)

御林木数取調帳

上野国甘楽郡神原村

上野国甘楽郡

字松尾山 但嶮
一御林壱ヶ所 間物分

但嶮畠場広ニテ反別難改、凡拾三町歩余

此木數五万九千四拾六本 但御林々八町、河岸迄道法拾四里、同所今江戸迄川路四拾六里、御林々江戸迄陸路三拾六里

壹万九百九拾三本 天保四巳年改出
壹万四千九百八拾三本 同十一子年改出

此訣

(中略)

右者當村御林木數書面之通御座候、當時若木多成木中二付、是迄之通引續御林ニ被建置候様仕度、然ル上ハ年々下草刈払、檜小苗木植付、往々御良材出來候様可仕候、依之此段奉申上候、以上

右神ヶ原村

見の限り少ない。そこで、章を改め一九世紀前半の幕府林政を検討したい。

明治元辰年十一月

常三郎印

村役人物代
百姓代

年寄
保三印

(一) 寛政期における御林取締強化

岩鼻県

御役所

右の史料によれば、明治元年（一八六八）に神原村の百姓代と年寄が岩鼻県に対し、「若木多ク成木中ニ付、是迄之通引続御林ニ被建置候様仕度、然ル上八年々下草刈払、桧小苗木植付、往々御良材出来候様可仕候」と、若木が成木中であることを理由に御林としての存続を願っている。

以上の通り、文政八年に御林取締役に任命された覚太夫家は、寛政一〇

年頃より所持地において植林を開始しており、文政一〇年にその地の御林成を出願した。同一二年にこの願いは認められ、同時に当主が御林見守にも任命される。さらに、天保五年には山守となり、給米も支給されるようになるのである。本節の分析から、山中領における山林管理に関する役職の序列は山守、御林見守、御林取締役の順だったことも判明した。

本章では天保五年に覚太夫が山守に就任する過程を明らかにした。就任理由の一つとして、所持地への植林と、同所の御林成を出願したことが挙げられている。先述した通り、所持地の御林成を願う事例は同じ山中領内で確認できる。⁽²⁴⁾ すなわち、御林成出願は覚太夫独自の行為ではなく、何らかの幕府の政策が存在したと考えられる。しかし、「はじめに」でも述べたとおり、一九世紀における江戸幕府の林政に関する具体的な研究は、管

本章では前章を受け、主に『牧民金鑑』と『日本林制史資料』に所収されている史料を分析し、当該期の幕府林政の特徴を考察する。

前掲【史料1】によれば、覚太夫の植林は寛政一〇年前後に開始されたようである。幕府はこれ以前の寛政五年に、次の申渡をしている。

【史料6】⁽²⁵⁾

寛政五年三月

申渡

御料所村々御林之儀、其場所ニ支配被仰付候上ハ、一通り見分致木数等相改、取締方夫々可被申付候儀ハ勿論之事ニ候、檢見之節ハ、一日を争ひ廻村之事故、御林所迄立入候事も難相調、麦作等見分之節ハ可調事ニ候得共、是迄も無其儀故歟、御用木伐出シ、或者御林見分等被差遣候得者、御林帳木数よりも多分増減有之、一脉不取締ニ相聞候間、此度之義ハ別段之御趣意を以、御林改方江差出候条、從來ハ仕来ニ不抱、支配所限手代差遣シ為相改、各ニモ麦作見分序、又ハ御用透を相考相越被見届候上、御林帳相改候様可被致候、右見分改之儀ハ、農隙之砌村入用不懸様、勘弁を加ヘ可被取計候、尤右支配所一円ニ、見分相済候儀者、早速ニハ相調申間敷候間、最寄御林限り見分改、取調相済候分ハ、御林帳相改、御勘定所へ可被差出候、左候得ハ御勘定方御

普請役、御用序又者別段ニも見届与して可被差遣候間、此段兼而被相心得、格別ニ入念可被申候

右者本 弹正大弼殿御差図ニ付、申渡候間可得其意候

丑三月七日

十月

右之通御代官一統江申渡候様、佐橋長門守・村垣左太夫より達有之候ニ付申渡候間、右申渡之趣を以、入念可被取計候、尤各支配限ニ而も多分之御林ニ而、逆も一旦ニ改方可行届筋ニも無之候間、年々麦作見分荒地起返改方廻村序、其外時々手代廻村序等、無油断其最寄御林限り一・二ヶ所宛も相改、其度々委細之始末被申聞候上、御林帳相改、御勘定所江被差出候様可被取計候、勿論右改ニ付而者、御林内者不申及山添野末等、格別之小物成も不相納、新田畑ニも難相成空地有之候ハ、何木によらず苗木植付、御林取立候様、遂吟味可被相伺候」とも記されている。すなわち、作付困難な空地への植林と、そこの御林化を指示しているのである。

寛政五丑年十月
寛政五丑年十月

諸国御林木数改方之儀、先達而申渡候ニ付、此節野田久藏・鈴木門三郎より相改候帳面差出候処、何れも改出木数夥敷有之候間、彈正大弼殿江申上候処、右御林改方之儀、被仰渡候趣意相弁、是迄之御林木数並前々之仕來ニ不泥取計、多分之改出も有之、改方寒意ニ行届候様ニ而、一段之儀ニ付、其段文藏・門三郎江申聞、右之趣を以、一統改方有之様可相達旨、尚又弾正大弼殿御沙汰ニ候間、得其意、其筋取扱候者、手附並手代共江も精々為申聞、且御林之名目計ニ而、一向立木無之ヶ所も有之趣被及御聞候間、右牋之場所者開發之上作方申付、又者山方等ニ而作付相難成所者、無油断苗木植付候様いたし、以來精意ニ取計候様可申立旨、是又御沙汰ニ候間、其趣を以取計、御林改相済候

分者帳面差出、改方相残候分者不逕様相改、帳面追々差出様候歟被致

(寛政五年)

右の史料のうち三月七日付の申渡部分によれば、当時の幕府は御林帳に記載された木数と実態が異なることを問題視し、実態把握を志向していたことがわかる。老中格本多忠籌からの中渡しを受け、同月に勘定奉行佐橋佳如と勘定吟味役村垣軌文が代官に対し、御林取締りの強化と植林を命じている。さらに「山添野末等、格別之小物成も不相納、新田畑ニも難相成空地有之候ハ、何木によらず苗木植付、御林取立候様、遂吟味可被相伺候」とも記されている。すなわち、作付困難な空地への植林と、そこの御林化を指示しているのである。

さらに同年一〇月には、三月の申渡を受けた代官野田・鈴木が、御林改の結果を本多忠籌へ上申した事実と、次の指示を行っている。両名の改では、旧慣を打破して、新たに御林の木数が多分に把握されたようで、ついで、改を実施した代官両名と同じように各地で改を実施すること、この件は本多の意向であることなどを下命している。さらに、御林の地目でも木がない場所は新田開発を行い、「山方等ニ而作付相難成所者、無油断苗木植付候様いたし」との沙汰が下されている。すなわち、立木の無い御林の開発とともに、同年三月に続き、山沿いなどで耕作が困難な土地への植林方針が示されているのである。

つまり、覚太夫及び佐藤氏の指摘する檜原村甚兵衛の行動は、本申渡によると理解できるのである。なお、先述の通り、覚太夫は自らの業績として小児養育を挙げているが、これも当時の岩鼻代官所の施策の影響を考慮

する必要があろう。⁽²⁶⁾

(二) 文政期における苗木代の支給

前節で見たとおり、幕府は寛政五年に御林の拡大も含め、植林を奨励する。さらに、文政四年二月一七日には次に掲げる指示が出されている。

【史料7】⁽²⁷⁾

御林内木薄之場所江、苗木植付手入方之儀、前々より申渡置候儀者有之候得共、場所ニ寄候而ハ、植付方不行届御林も有之哉ニ相聞候間、以來木薄之箇所江者、植付方無油断被申付、尤植付方いたし候村々者、其時ニ相届可申、且國々之内、地味河岸出し等宜、江戸表江通送弁利之御林、其外其場所之御備ニも可相成御林、並困窮人少等ニ而、実ニ植付付方行届兼、或者格別植付方出精いたし候林々之分ハ、得与取調之上時宜ニ寄、相當之苗代亦者御手当等被下候様ニも可相成間、以来ハ植付手入方共行届、追年御用之節、御差支不相成様追々取調、且御林帳面小苗木之積りニ而、本木ニ組入無之、成本いたし多分之過木ニ相成居候場所も有之間、右躰之場所者連々取調、本木江組入候積り、御林境目之儀、往々紛敷無之様、兼而手附手代廻村序、連々相糺置可被申候、尤御用序御勘定方御普請役之もの等、為及見候儀可有之間、其旨可被相心得候

一御林江引統候百姓持林之分、立木伐払候節者、其時々村方より支配江為申立、手附手代之内差遣、境目等得与見届候上、其段掛江相届、為伐取候様可被致候
一御林手入方として、前々より貸付金等致し有之、右利金を以手入差

加へ候場所ニ者、右貸附元金高其外利金等之儀、巨細ニ取調可被申立候

一御立林或者御立山与唱ひ、前々より御林帳面江書載無之場所も有之哉ニ相聞、右躰之場所も有之候ハ、得与取調之上、御林帳面江組

入之儀、可被相伺候

右の史料では、特に傍線部に注目したい。河岸に材木を運びやすく、江戸に輸送するのに便利な御林や、保安林的機能を持つ御林、農村荒廢等により植え付けが困難な御林、精力的な植林を行つてゐる御林については、調査の上、苗木代または手当を支給するので、御林への植林と手入れが行き届く、と述べてゐるのである。右の史料にある苗木代や手当の支給は、地域の側の意欲を更に高める効果を期待できよう。先述したとおり、田原昇氏は天保改革期の植林奨励策では苗木代が下賜されたと指摘しているが、その方針は天保改革期独自のものではなく、文政期には確認できるのである。なお、前章で検討した山中領において、黒沢覚太夫は御林成の願書(【史料1】)に江戸への輸送経路を記している。この点は本史料との関係を想定できよう。

次に後半の箇条部分について、二条目と三条目に注目したい。二条目では、御林手入のため貸付金の支給が行われていたことが判明する。幕府が貸付資金を貸し付け、それを運用して得た利金により、御林を手入れするという方法が取られる地域もあつたようである。

三条目では、御林帳未記載の御林を調査し、御林帳に入れるか否かを伺うように命じてゐる。一般に「御立林」・「御立山」とは、御林を指す言葉であるが、御林帳に未記載のものと限定されてゐることから、【史料6】の「山添野末等、格別之小物成も不相納、新田畠ニも難相成空地有之

候ハ、何木によらす苗木植付、御林取立候様」という指令に従い、新たに立てられた御林も含まれよう。

以上から文政期の幕府林政も、植林奨励、御林の実態把握を意図していたのである。すなわち、当該期の林政は寛政期の政策との継続性を確認できる。さらに、御林帳未記載の御林を取調べ、御林帳へ記載することを伺うよう命じている。また、寛政期は代官主導の政策の推進を指示しているが、文政期は条件を満たした御林には、苗木代や手当の支給が行うなど、政策徹底のため地域側の熱意を高めようとしていると言えよう。

(三) 近世後期における幕府林政の主導勢力

これまで述べてきたとおり、幕府は寛政五年に御林改の強化、植林の奨励に加え、御林の拡大を進める意向を示した。さらに文政期には、御林への植林奨励を進めるために苗木代や手当を支給すると同時に、御林帳未記載の「御立林」・「御立山」の調査を推進するのである。すなわち、一九世紀前半の幕府は、植林の奨励など御林の保全に注意を払うのみではなく、御林の拡大方針や実態把握の強化政策を採っていた。さらに、【史料6】によれば、これ以前の林政における旧弊打破も意図していたようで、御林改に関しては、一定の成果も上げたようである。

このような背景を踏まえると、前章で検討した山中領の動向を理解することが出来る。当該地域では、黒沢覚太夫家は寛政期より植林を開始し、文政期にはその地所の御林成を出願し、認められている。この行動は自發的なものではなく、当時の幕府林政と深くかかわっていた。御林における植林政策は一八世紀以降実施されたが、山中領の事例からは、寛政期以降

の政策に地域の側が積極的に呼応し、一定の成果をあげている状況であった。本章の最後に、前章及び本章で用いた史料より当該期における幕府林政に関与した人物を分析する。まず、本章で扱った史料を見ていこう。最初に【史料6】を取り上げるが、その理由は以下の通りである。天保七から九年に御林奉行を勤めた辻富次郎が旧蔵した「公裁録」には田原氏が注目した天保一二年の申渡（以下、「天保一二年申渡」と記す）と同文のものが記載されており、天保期前半の御林奉行にとつても、本申渡は職務上踏まえるべきものであつたことがわかる。ここからも、天保一二年申渡の前提となつた、寛政四年の申渡は、一九世紀前半の林政を考える上で重要なものであることがわかる。

ただし、天保一二年申渡には「右之通、寛政四子年申渡置候處」と記されており、寛政四年の申渡を再度発したものとしているが、『牧民金鑑』や『日本林制史資料』には、当該年に本令と同文のものを確認できない^[31]。しかし、右の両史料集には寛政五年三月付の同文の史料を確認できる（「公裁録」所収の史料の日付も同様）。すなわち、前掲【史料6】のうち、丑三月七日付けの申渡部分である。そのため、【史料6】を再度検討する。

本政策を主導した人物は本多忠籌である。彼は当時勝手掛老中格であり、寛政二・三年頃から定信との関係が悪化し、寛政四年八月頃には家斉^[32]に迎合していたとの指摘がある^[33]。家斉との関係については、「よしの冊子」に「本弾公にハ、公方様を至て恐被申候由、アノ様子にてハ御諫メ杯と申事ハ決して出来ぬ」と記されており、家斉に従順な老中と評されている。

佐橋は寛政五年三月の月番の勝手方勘定奉行である^[35]。また、これ以前に家斉の小姓を勤めた^[36]。さらに、【史料6】において、同年十月に立木のない御林の開発と、作付不能地に植林を命じているが、この月の月番勘定奉行

も佐橋であり、彼がこの時期の林政に関わっていたと言えよう。

勘定吟味役の村垣は【史料2】で登場する村垣淡路守の父であり、徳川

家斉の側近としての活躍は不明であるが、御庭番家筋の家系で、寛政の御所造営にも深く関与して家斉より褒美を受けている。⁽³⁷⁾

次に【史料7】に関与した人物を分析する。本史料には発令主体が明記されていないが、先述した辻富次郎が旧蔵した「公裁録」所収の同文史料（同年四月付）には、「出羽守殿江伺之上、左衛門尉殿被仰渡候」との文言を確認できる。すなわち、水野忠成と遠山景晋が関与した申渡なのである。

水野は将軍家斉の信任が厚く大御所時代の幕政を主導した勝手掛老中である⁽³⁸⁾。勝手方勘定奉行遠山は当月の月番である。⁽⁴⁰⁾彼は学問吟味で優秀な成績を上げた上、能吏として著名な人物であるが、同役の村垣定行の前では言いなりの状態であったという史料を確認できる。⁽⁴¹⁾

なお、先述の通り、天保一二年の申渡は老中首座で勝手掛も勤めた水野忠邦と、勝手方勘定奉行で、当時月番であった御庭番家筋の梶野が発している。⁽⁴²⁾

つづいて、前章で取り上げた州山中領の事例から、神原村覚太夫が御林関係の役職に任命される際に関わった人物を検討する。まず、覚太夫が御林成を出願した際のやりとりに注目したい。【史料1】によれば、文政九年一月に一度出願し、翌年七月に再度出願している。文政九年一月の勝手方勘定奉行の月番は村垣定行である。【史料1】が作成された同一〇年七月の月番勝手方勘定奉行は遠山景晋である。

この出願は同一二年一月に認められ、御林見守に任命されている（【史料2】）。覚太夫の御林見守就任には勝手掛老中水野忠成・勝手方勘定奉行村垣定行が関与している。村垣はこの際、月番である。注目すべき点は、

願書が提出された可能性がある月の月番の勘定奉行ではない村垣が、彼の月番の際に申渡したことである。

村垣は【史料6】に登場する軌文の息子であり、御庭番家筋の人物であり、將軍側近から勘定奉行になった人物である。御庭番時代には、天明七年の江戸打ちこわしの情報収集を行ったほか、天明七年以降九回もの「遠国御用」に派遣されている。その後、松前奉行などを経て、文政元年勝手方勘定奉行となり、在職中に七〇〇石の加増を受け、水野忠成のもとで十五年間幕府財政を担当し、諸国河川改修・金銀改鑄・江戸町会所貸付金管掌・諸国総石高検査などに活躍している。⁽⁴³⁾

黒沢覚太夫は天保五年に山守に任じられるが、その際の申渡（【史料3】）には大久保忠真と明楽茂村の名を確認できる。大久保は当時勝手掛老中⁽⁴⁴⁾で、月番でもあった。明楽は月番の勝手方勘定奉行で、彼も御庭番家筋であり、村垣に代わり勘定奉行に昇進した人物である。諸国国絵図作成や、新金鑄造などに関わっている。なお、代官蓑笠之助が勘定所に覚太夫の山守任命を上申した同年三月の勝手方勘定奉行の月番は土方勝政であり、本事例も御林見守任命時と同じく、上申がなされた月の月番と違う勝手方勘定奉行が覚太夫を山守に任命しているのである。

大御所時代は將軍親政体制とも評価され、水野忠成が幕政を主導した。さらに、当該期は、御庭番家筋から勘定奉行が三名輩出されていることが特徴の一つである。⁽⁴⁵⁾特に覚太夫が御林見守と山守に任命された際には、願書や上申を受けたと思われる月番勘定奉行と、申渡を行った勘定奉行が異なり、御庭番家筋の勘定奉行が申渡している。また、天保一二年申渡は家斉が死去した年に、月番の梶野が申渡している。つまり、御庭番家筋の勘定奉行が当該期の林政に深く関わっていたのである。

ここまで検討してきた、幕府林政の方針はその後どのような展開を遂げたのかであろうか。田原氏の研究によれば、伊那山については、水野忠邦の失脚にともない、苗木植付事業は終焉を迎えたと指摘されている。⁽⁴⁷⁾

再び山中領の事例に戻つて考えたい。山中領に關しても、【史料6】によると、天保一年を最後に覚太夫献上地の御林改を確認できない。すなわち、弘化期以降明治元年まで、成木の改が行われていないのである。当該地域においても、水野忠邦失却がその後の林政に影響したと言えよう。飛驒国のように郡代の個性により、以後も植林奨励策が継続される地域もあるが⁽⁴⁸⁾、政策的には水野忠邦の失脚により、寛政五年以降の林政の方針は途絶えたと思われる。

おわりに

小稿では、上州山中領を事例に一八世紀末から一九世紀半ばにおける幕府林政の展開をあきらかにした。一九世紀初頭の山中領は、山守が一名という状況であった。そのような状況下、かつて山守を勤めた覚太夫家は、文政八年に御林取締役に任命され、御林の取締りが強化された。また、同家は寛政期に自らの所持地に植林を行い、文政一〇年にはその地の御林成を出願する。幕府はそれを認め、彼を御林取締役に加え御林見守に任命するのである。この際、苗字などを許されていることから、御林見守は御林取締役より上位の職であった。さらに、天保期になると覚太夫は、山守となり給米も支給されるようになるのである。以後、山中領の山守は二名体制となつた。なお、覚太夫が御林見守・山守へ昇進する際の申渡は、太御所時代の特徴である御庭番筋の勘定奉行が関わっていた。

右のような動向は、覚太夫家や山中領独自の問題ではなく、当該期における幕府林政の影響であった。寛政五年三月、勝手掛老中格本多忠籌と勝手方勘定奉行佐橋佳如らが関わり、御林の取締強化、植林の奨励、御林の拡大などを目指す申渡がなされる。同じく佐橋が月番であつた同年十月には樹木のない御林の開発とともに、耕作不能地への植林を命じている。

さらに、文政四年には、水野忠成と遠山景晋の関与のもと、寛政期の植林奨励や実態把握政策を引き継ぎつつ苗木代や手当金の支給も開始するのである。このような過程を経て、天保改革期には御庭番筋の勘定奉行梶野良材より寛政五年三月の申渡が再度申渡される。当該期における幕府林政は、特に佐橋及び御庭番筋の勘定奉行の関与を確認できるのである。また、寛政四・五年頃より始まつた本方針は、水野忠邦が失脚することにより断絶した可能性を指摘できる。

註

(1) 佐藤孝之『近世山村地域史の研究』吉川弘文館、二〇一三年。

(2) 拙稿「書評／佐藤孝之著『近世山村地域史の研究』」(『歴史評論』七六七号、二〇一四年)。

(3) 田原昇「長崎奉行兼帶石谷清昌による差木事業」(『徳川林政史研究所研究紀要』三九号、二〇〇五年)。

(4) 高橋伸拓『近世飛驒林業の展開』(岩田書院、二〇一一年)。ただし、氏は、飛驒郡代豊田友直は天保改革に批判的立場をとり、幕府からの資金提供を受けなかつた。そのため、当該地域では改革政治挫折後も長期的な植栽がなされたと結論付けている。

(5) 前掲佐藤著書。

(6) 前掲佐藤著書第二部第二章史料二二による。また、後述する、文政八年に覚太夫が御林見守に命じられる史料にも「乙父村・野栗沢村名主・惣百姓江見守

被仰付」(群馬県立文書館蔵群馬県庁文書明治十四年「山林慣例調書」四)。なお、本史料に関する詳細は拙稿「館林藩林政の基礎的考察」(『栃木史学』二四号、二〇一〇年)を参照されたい)とある。

(7) 前掲「山林慣例調書」四。以下、本章では「山林慣例調書」四のうち、明治十四年四月に神原村他二ヶ村戸長黒沢円造(覚太夫家当主)、用掛松岡寛伍が群馬県令揖取素彦に提出した、神原村御林、檜原・乙父・野栗沢村に関する謄写史料を用いる。

(8) 本史料と同文のものが乙父黒沢丈夫家文書にも存在し、佐藤著書で紹介されている。

(9) 覚太夫はこの際、後掲史料四と同じく、檜原・野栗沢・乙父村の御林の取締役となつたと推測される。

(10) 前掲「山林慣例調書」四及び拙稿「安政期における檜原・神原村寄場組合」(『武尊通信』一二八号、二〇一一年)による。なお、右の拙稿では佐藤氏の研究

に倣い覚太夫を「古くは山守を兼ね」たと述べたが、後述の通り、安政期には山守を兼務している。ここに訂正する。

(11) 前掲「山林慣例調書」四。

(12) 前掲「山林慣例調書」四。

(13) 史料中にある通り、この出願は二度目のあるが、「山林慣例調書」中には一度目の出願に関する史料は収録されていない。

(14) 前掲「山林慣例調書」四。

(15) 前掲「山林慣例調書」四。

(16) 前掲佐藤著書。

(17) 前掲「山林慣例調書」四。なお、この時の覚太夫と御林成を出願した覚太夫は別人である。御林成を出願した覚太夫は、当時の当主からみて「祖父」にあたる(『山林慣例調書』四)。

(18) 「山林慣例調書」四。

(19) 高崎市立図書館蔵山中領黒沢家文書513。

(20) 高崎市立図書館蔵山中領黒沢家文書531。

(21) 「山林慣例調書」四。

(22) 山中領を担当する岩鼻代官は大原四郎右衛門が文政十二年極月(天保四年正月、蓑笠之助が同月より同七年六月、同月より大原吉左衛門(年次未詳)「山中領歴代官書上」(『群馬県史』資料編九))である。

(23) 高崎市立図書館山中領黒沢家文書549。前掲「山林慣例調書」四にもほぼ同文の史料が存在する。

(24) 前掲佐藤著書。

(25) 「牧民金鑑」上巻。

(26) 寛政期の岩鼻代官吉川栄左衛門・近藤和四郎は、子養育手当の支給など、人口減少への対応策を実施している(中島明「岩鼻陣屋創設の構図」(『群馬文化』一九五号、一九八三年)など)。

(27) 「牧民金鑑」上巻。

(28) 前掲田原論文。

(29) 「柳當補任」。

(30) 「牧民金鑑」上巻。

(31) 「牧民金鑑」上巻、農林省編『日本林制史資料』(江戸幕府法令)。

(32) 美和信夫「江戸幕府職制の基礎的研究」(広池学園出版部、一九九一年)。

(33) 高沢憲治「松平定信政権と寛政改革」(清文堂、二〇〇八年)。

(34) 「よしの冊子」下(『隨筆百花苑』九巻)。

(35) 以下、勘定奉行の月番については、高田綾子氏にご教示を受けた。記してお札申し上げたい。

(36) 「寛政重修諸家譜」一五巻、『日光市史』中巻。彼は小姓を経て日光奉行となり日光山の寛政改革に関与している。その後、勘定奉行に就任し、本申渡に関わっているのである。松平定信の指揮下で日光山の改革に携わったが、定信から高い評価を受けていたわけではなかった(前掲高澤著書によれば、定信からの評価は特に気に入つたものの中には含まれず、並の人物とされていた)。

(37) 「寛政重修諸家譜」一九巻。

(38) 水利科学研究所監修『公裁錄』。

(39) 前掲美和著書。

(40) 【史料7】の出された二月の月番も遠山である。

(41) 水野忠成の言行録である「公徳弁」に「御勘定奉行村垣淡路守は才智発明の人なり、同役遠山左衛門尉殿は蝦夷騒動の時、又は長崎異國船乱妨の時、或は対州之御用等、遠国六ヶ敷御用向、度々被勤けれども、當時村垣殿の勢ひ強く、同人の申形に任せ置故に、村垣殿には御加増も被戴けれども、遠山殿には口出しもなく、持れかゝりし様躰なり、人々は遠山殿は人形の様成人と噂しける」とある。

なお、同史料に「或時村垣殿御出有て、斯遠山には困り候由、何卒御役に立

仁御撰有之度との事、數度に及びければ、水野忠成(壬万種殿助)公祐因殿江仰に、

淡路が器量一

杯に勤むるには、同役は左衛門尉が至極なり、何ぞの時腕押を為さば、沖も左衛

門尉には勝事はなるまじ、彼は大器量、中々淡路が及ぶ所にはあらずと被仰ける

が、程過て、相房御備場、是迄之姿に而は如何と思召けん、左衛門尉一丁簡を以

御仕法替取調可申聞旨、公御直書を以被仰渡けるに、存念一杯を調上げ、其通り

御仕法に相成ける」(『日本史料選書』7 不揚録・公徳弁・藩秘録)とあり、水野

は遠山の才能を評価していたようである。この逸話は遠山が勘定奉行に就任した頃のものである。

(42) 梶野は水野忠邦失脚後の人事刷新まで勝手方勘定奉行を勤め、天保改革期の貨幣改鑄などに関わっている(深井雅海『徳川将軍政治権力の研究』(吉川弘文館、一九九一年))。

(43) 前掲深井著書。

(44) 前掲美和著書。

(45) 前掲深井著書。

(46) 前掲深井著書。

(47) 前掲田原論文。

(48) 前掲高橋著書。